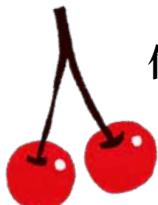


風力発電に 仁木町民有志は、 なぜ反対するのか！

第18弾



仁木町北町1丁目45



津司 康雄



仁木町民、目を覚ませ！

地獄か極楽かの決断の時です!!

風力発電が再度、古平・余市に建設が計画されています。



風力発電の健康被害は、15kmがピークで20kmまで及ぶと言われております。仁木町は、10km圏にはいり、仁木駅で8.5km位です。

仁木町林幸治副町長は、銀山嶺にも計画をしています（『風車7』2023年11月27日発行を参照）。銀山嶺は、銀山地区の人の頭の上みたいなものです。

国は、お粗末な検証で健康被害は無いと言いますが、最近の研究では低周波音や超低周波音の被害は経過により症状化が悪化し、鋭敏化することがあります、体内に蓄積し重症化を招くことが分かってきました。

万一、銀山嶺に出来たら、銀山地区は、ゴーストタウンの恐れがあり、移転したくても、すでに家は売れず、土地田畠も売れず、みじめな末路が待っています。

皆様でご想像ください、みじめで哀れな姿を…。



町長・副町長は里に帰って安穏な生活が出来ますが、住民は、風力発電の耐用年数の20年末満苦しみ、裁判が出来る頃には、風力発電が止まり、原因因子が無くなり裁判すら起こせない可能性？ 自然災害は、災害が災害を呼び、徹底的に破壊しつくすまで続く可能性があります。

その代価は何ですか？



固定資産税ですか？ 僅かのお金で仁木町民を『塗炭の苦しみ』や『奈落の底』に落としても **『お金ですか!!!』**

『果実とやすらぎの里』にき、仁木町の末路は ???

私は、風力発電所の危険性についてパンフレットやチラシ等で詳細にお知らせしてまいりました、つきましては、災害時には、次のことを確認いたします。

災害時の請求権についての確認

自然災害・干ばつ・健康被害・農作物減収の補填・住宅、農地等の買い取り等関連被害について補償を下記のものに求めます。

日本国・北海道・関西電力・特別名目会社はもとより、**仁木町・導入時の仁木町町長・仁木町副町長・賛成した仁木町議会議長、仁木町議会議員とその相続人**に対し請求権行使することを告知日
2023年10月26日付で追加告知いたします。

お願い：将来の被害に備えて多くの人に資料の保存収集をお勧め致します。